

令和4年度における静岡県発注建設工事 の前金払の特例に係る取扱いのお知らせ

令和4年4月1日

国において、平成28年度以降に発注する建設工事の前金払に係る時限的な特例措置の取扱いが示されておりましたが、令和4年度もこの特例措置が継続されることとなりました。これに伴い、静岡県が発注する建設工事につきましても、以下のとおり取り扱うこととしましたので、お知らせします。

1 契約約款の改正について

(1) 改正の内容

静岡県建設工事請負契約約款について、以下のとおり改正します。

静岡県建設工事請負契約約款第36条ただし書きに規定する前払金の払出しの期限を令和4年3月31日から令和5年3月31日に改めます。

ただし、平成28年4月1日以降新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、令和5年3月31日までに払出しが行われるものについては、前払金の100分の25を超える額及び第34条第2項に規定する前払金を除き、現場管理費及び一般管理費等のうち、この工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。

2 令和4年度における建設工事の前金払い特例に係る取扱いについて

(1) 対象となる前払金

平成28年4月1日以降新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、令和5年3月31日までに払出しが行われるものが対象となります。

※中間前払金は対象外となります。

(2) 用途の範囲及び上限

前払金の用途のうち、「労働者災害補償保険料及び保証料」を「現場管理費及び一般管理費等の施工に要する費用」に拡大し、前払金額の25%を上限としてこれらの支払いに充当することができます。

(3) 既に契約を締結している工事の取扱いについて

既に契約締結済みの令和4年度に係る工事の前払金について、今回の特例措置の適用を受けるためには、当該契約を変更することが必要となりますので、該当の発注機関に御相談ください。

ただし、既に前払金の全てを使用している場合等は、変更契約を締結する必要はありません。